求職活動等におけるセクシュアルハラスメント対応方針

令和８年１０月１日
社会福祉法人富山県社会福祉協議会

社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、採用活動において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動等を行うことができる環境を確保することが重要であると考えています。本会は、求職活動におけるセクシュアルハラスメントの防止を図るため、次のとおり対応方針を定めます。

１ 基本的な考え方

本会は、採用面接・面談、職場説明会、実習受入れその他採用活動に関するすべての場面において、求職者等に対する性的な言動により不快感を与え、人格を侵害する行為を許容しません。

２ 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職者等に対する次のような言動は、セクシュアルハラスメントに該当するおそれがあるため行いません。

- 性的な内容を含む質問や発言、性的な冗談やからかい
- 容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
- 食事や私的な関係を執拗に求める言動、性的な関係の強要
- 不必要な身体接触
- 面接・試験会場等へのわいせつな図画の掲示・配付
- その他求職者等の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して人格や尊厳を侵害するおそれのある言動

３ 事業者等の責務及び対応内容

採用活動に関与する役員及び職員は、求職者の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に十分配慮するとともに、公正かつ適切な採用活動を行います。

⑴ 相談への対応

求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合には、相談者と行為者の双方から事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。また、ハラスメントを行った職員等については、事実関係を踏まえ、厳正な処分等を行います。

⑵ プライバシーの保護

相談者等のプライバシーを保護するため、関係者への事情聴取や行為者への注意等の対応は、相談者の意向を十分に尊重して行います。

⑶ 不利益取扱いの禁止

相談の申出や性的な言動に対する拒否・抗議を行ったことを理由として、求職者等に対して採用拒否や内定取消などの不利益な取扱いを行うことはありません。また、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、職員等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

⑷ 再発防止

本会は、求職活動におけるハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動に関与する職員への周知及び必要な研修等を実施します。

【 相談窓口 】

- 窓口担当 ： 総務課企画課（事務局次長・総務企画課長）
- 連 絡 先 ： ０７６－４３２－２９５８　　E-mail： info@toyama-shakyo.or.jp

本会は、すべての求職者が安心して応募・面接に臨める公正な採用環境の確保に取り組んでまいります。